

女性のための健康セミナー及び女性の健康づくりサポーターの会運営業務委託 に係るプロポーザル募集要項

1 事業名称

女性のための健康セミナー及び女性の健康づくりサポーターの会運営業務委託

2 目的

新宿区では、新宿区女性の健康支援事業実施要綱（平成25年11月1日付け25新健四業第677号。以下「要綱」という。）に基づき、女性の健康に関する事業を行っている。その一環として、女性に特有な健康課題に関して区民が正しい知識を取得し、自らの健康づくりに取り組めるよう、女性のための健康セミナーを開催する。また、女性の健康づくりサポーターの会に関する要綱（令和3年2月26日付け2新健四業第1537号。以下「要綱」という。）に基づき、女性の健康づくりサポーター（以下「サポーター」という。）を養成してその地域活動を支援し、もって地域における女性の健康づくりを効果的に推進する。

3 用語の定義

本要項において、（1）～（4）の用語の定義は、以下の定めるところによる。

- （1）区 新宿区をいう。
- （2）参加予定者 プロポーザルに参加しようとする者をいう。
- （3）参加者 プロポーザルに参加している者をいう。
- （4）事務局 新宿区健康部四谷保健センター業務係をいう。

4 業務の内容

（1）委託内容

別紙1「女性のための健康セミナー及び女性の健康づくりサポーターの会運営業務委託仕様書（案）」のとおり

（2）契約期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月19日（金）まで

5 応募資格

参加予定者は、次の（1）～（8）に掲げる要件を全て満たしていること。基準日については、公募開始の日とする。なお、契約時までに下記の応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- （2）東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。
- （3）従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。

- (4) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況ないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適応を申請した者にあっては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者にあっては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (7) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成 13 年 10 月 1 日付け 13 新総財第 550 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 3 日付け 23 新総契契第 2218 号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。

6 提出書類等

参加予定者は、次に掲げる書類等を「8 スケジュール」の提出期限までに、「9 提出先」の提出先に持参または郵送（提出期限までに必着）にて提出すること。

- (1) 女性のための健康セミナー及び女性の健康づくりサポーターの会運営業務委託に係るプロポーザル参加申込書兼誓約書（第 1 号様式） 1 部
- (2) 企画提案書 4 部
 - ・構成については「企画提案書（表紙）、企画書の構成について」（第 2 号様式）に基づき作成すること。
 - ・4 部のうち 3 部については、1 事業者名等を明記しないこと。
 - ・内容には会社名を記述しないこと。
 - ・頁数の上限を 20 頁（表紙及び見本で添付する資料は除く）とし、提案書は片面印刷しステープラ等で簡易製本すること。
- (3) 見積書（第 3 号様式） 1 部
 - ・別紙「見積書」（第 3 号様式）を使用すること。
 - ・事業者名、所在地、代表者肩書・氏名を明記すること。
 - ・見積書の内訳を添付すること（様式は問わない）。

7 質問について

(1) 質問方法

「女性のための健康セミナー及び女性の健康づくりサポーターの会運営業務委託に係るプロポーザルに関する質問票」（第 4 号様式）に質問要旨を簡潔にまとめ、質問期限までに電子メールで、「9 提出先」の電子メールアドレス宛に送信すること。

質問は、必ず電子メールで送信する。電話による質問には回答できない。

なお、メール未着信などによる不利益等については、区は一切責任を負わない。メール送信後、「9 提出先」まで連絡すること。

(2) 質問受付期限

令和 8 年 2 月 5 日（木）午後 4 時

(3) 回答方法

すべての質問に対する回答は、質問者名を伏せて、新宿区公式ホームページ上に公開する。個別回答は行わない。

(4) 質問に対する回答予定日

令和8年2月9日（月）

8 スケジュール（予定）

(1) 公募掲載期間

令和8年1月30日（金）から令和8年2月13日（金）まで

(2) 質問受付期限

令和8年2月5日（木）午後4時まで

(3) 質問に対する区からの回答予定

令和8年2月9日（月）

(4) 「女性のための健康セミナー及び女性の健康づくりサポーターの会運営業務委託に係るプロポーザル参加申込書兼誓約書」の提出期限

令和8年2月13日（金）午後3時まで

(5) 「企画提案書」及び「見積書」の提出期限

令和8年2月13日（金）午後3時まで

※第2段階評価でのプレゼンテーションの際にパソコン及びプロジェクター等を使用する参加者は、企画提案書提出の際に申し出ること。

(6) 第1段階評価結果通知発送予定日

令和8年2月27日（金）

(7) 第2段階評価実施予定日

令和8年3月13日（金）

※第1段階評価に合格した参加者に対して、別途詳細な日時等を通知する。実施日は変更になる場合があるので注意すること。

(8) 選定結果通知発送予定日

令和8年3月19日（木）

9 提出先

〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町10番16号

新宿区健康部四谷保健センター業務係

電話 03-3351-5161（直） FAX 03-3351-5166

E-mail : yotsuya-hc@city.shinjuku.lg.jp

10 選定方法

(1) 第1段階評価

提出のあった企画提案について、女性のための健康セミナー及び女性の健康づくりサポーターの会運営業務委託に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）

が書類により評価を行い、評価点により、第2段階評価を行う参加者として上位2社を選定する。

(2) 第2段階評価

第1段階評価により選定された参加者によるプレゼンテーションを実施し、企画提案及びプレゼンテーションに関するヒアリングを行ったうえで、特別の事情があると四谷保健センター所長が認めた場合を除き、第2段階評価の評価点に、見積書の金額を基に算出した価格評価点を加えた値の最高点者を受託候補者として選定する。

(3) 新規提案の禁止

プレゼンテーションは、企画提案書に記載した事項についてのプレゼンテーションとし、企画提案書に全く記載のない事項をプレゼンテーションで提案することはできない。

(4) プrezentationにおける使用機材について

プレゼンテーションを実施する会場には区がスクリーンを用意する。パソコン及びプロジェクター等は、参加者が準備すること。

1.1 選定結果

- (1) 選定結果は、第1段階評価、第2段階評価ともに書面にて通知する。
- (2) この選定結果は、契約の相手方を決定するものではなく、この業務の委託予定事業者を選定するためのものであり、契約行為は令和8年度予算成立後、成立した予算の範囲内で別途行う。
- (3) 実際に締結する委託契約の内容は、企画提案書の内容に全て拘束されるものではなく、別途協議を行う。

1.2 評価基準

別紙2「女性のための健康セミナー及び女性の健康づくりサポーターの会運営業務委託に係るプロポーザル評価基準」のとおり

1.3 予定額（執行上限額）

見積額が以下の予定額を上回る場合は、プロポーザル選定の対象外とする。

¥3,154,228-（消費税等込）

※本事業に係るすべての経費は、上記上限額の範囲内とする。

1.4 その他

- (1) このプロポーザルの応募に要した一切の費用は、参加予定者及び参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出期限後における差替え及び再提出は一切認めない。
- (3) 企画提案書等の提出物は、区の所有物として、区が適切に管理及び廃棄し、参加者への返却はしない。

- (4) 企画提案書等の提出物は、公文書として扱い、事業者の正当な利益を害するおそれがある情報等を除き、公文書公開請求の対象となり得る。
- (5) 採用事業者の企画提案書については、選定委員会における選定結果に抵触しない範囲で区と採用事業者と協議の上、これを変更することができるものとする。
- (6) プロポーザルでは、事業者の選定があるまでの間、参加を辞退することができる。
辞退する場合は、「女性のための健康セミナー及び女性の健康づくりサポーターの会運営業務委託に係るプロポーザル参加辞退書」（第5号様式）を事務局へ提出すること。
- (7) 参加者が①～⑤に該当した場合には、失格とする。
 - ①本要項に定める手続きを遵守しない場合
 - ②本要項「5 応募資格」を満たさなくなった場合
 - ③提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ④選定の公平性を害する行為があった場合
 - ⑤その他、著しく信義に反する行為があった場合